

令和2年8月5日開催

第2回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時25分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（西 慎一郎） 皆さん、こんにちは。定刻前ですけれども、皆さんおそろいでございますので、それでは第2回農業委員会総会に当たりまして、最初に今井会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

今井会長、よろしく申し上げます。

○会長（今井 隆） 農業委員の皆様、こんにちは。今日は、本当に暑い日になりまして、こんな暑い中、ご出席いただきましてありがとうございます。梅雨明け以降、日増しに何だか気温が高くなっていくような感じがしまして、昨日より今日、今日より明日というふうに気温が上がっていくようです。今日は、前橋も猛暑日になるのかななんて天気予報、そんなことを言っていましたけれども。日中は、なかなか外の仕事はちょっと控えてくれぐれも熱中症に気をつけていただきたいと思っています。

今日は、そんな中、事前協議から中一日おきまして、総会ということで、新しい委員さんには初めてのことだと思います。先日、北部、南部に分かれまして、前もってこの議案の内容についていろいろご意見いただきまして、その内容を参考にいただきまして、今日は審議ということで議案の可か否か、許可するか不許可にするか、そういう場でございます。この間は2回に分けてやったのですが、今回はそれを全部最初から終わりまでやるということで、時間がちょっとかかりますけれども、よろしく願い申し上げます。

それにしてもコロナウイルスもなかなか収束しないで、毎日こんなマスク生活ということで大変な毎日でございます。人間社会も変わりましたけれども、環境も変わってきたなということで。農業関係も大分、数年前から厳しくなっていて、またあさってですか、農地パトロールということで、遊休農地、また非農地と調べてもらうその研修会なのですけれども、農地が非常に少なくなっているということで、1年に農地を農地以外のものにするその面積は、全国で転用したのが大体高崎の面積と同じぐらいの面積が転用されているということでございます。そういうことで緑も少なくなっているやっぱりその影響もありまして、気候も変わっていると思います。緑を守るということは、農業関係には特に必要なことだと思いますけれども、これから農業関係が廃れないように皆様と共に農業委員会活動していきたいと思っています。

そういうことで、今日は、先日は進行が塚越職務代理だったのですけれども、今回この審議のほうは私のほうで進行させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

○事務局長 ありがとうございます。ただいま会長からもお話がありましたように、この後の議事進行につきましては、今井会長にお世話になりたいと思います。よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第2回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、全員出席ということでございました。ということで25名中25名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立いたします。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命を行います。

まず初めに、皆様に議事録署名委員を指名してよいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 はい、分かりました。それでは、議席番号4番、青木好記委員及び議席番号21番、松田健委員の両名を指名いたします。

なお、書記の任命は、事務局の小暮主査を任命いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速、議事進行させていただきます。なお、この間も、職務代理から事前協議のときに申しあげましたけれども、携帯とかそういうのを鳴らさないように気をつけていただきますようお願い申し上げます。また、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてから発言のほうよろしく願いいたします。

それでは、早速議案第1号に入ります。

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

農地法の規定による許可処分の取消についての申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可処分の取消について。

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用目的は一般住宅でございまして、令和2年6月22日許可、高農委指令第1184号でございました。取消しの理由につきましては、計画の見直しを行うためとのこととでございます。なお、こちらの案件につきましては、許可取消し後の5条許可申請が提出されておまして、議案書27ページ、議案第5号ナンバー37が関連案件でございます。

以上、農地法関係許可取消願は1件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局に1件の取消願ということで説明がございました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。

これと異議がなければ承認してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に入ります。

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は売買、転用の目的は露天資材置場・重機置場駐車場でございます、平成13年6月18日許可、高農委指令第305号でございます。変更の理由につきましては、当初計画者死亡のためとのことでございます。変更後の契約内容は使用貸借、転用の目的は一般住宅でございます。こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書19ページ、議案第5号ナンバー11が関連案件でございます。

2番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約の内容は交換、転用の目的は一般住宅用地でございます、平成10年11月16日許可、群馬県指令西農第1617号でございます。変更の理由につきましては、住宅を建築する計画がなくなったためとのことでございます。変更後の契約内容は売買、転用の目的は一般住宅でございます。こちらの案件につきましては、計画変更後の5条許可申請が提出されておりました、議案書21ページ、議案第5号ナンバー17が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請は2件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 計画変更の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑等お受けいたします。

これとって、これも異議がなければ承認しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

なお、ナンバー1、2、3、4については事前調査案件でございます。また、ナンバー1及びナンバー2については関連する案件となっておりますので、一括して審議させていただきます。

それでは、事務局、ナンバー1並びにナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は使用貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。次のナンバー2が関連案件でございます。

2番 契約内容は売買、新規就農に当たり申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

す。なお、先の1番が関連案件でございます。

それでは、別添農地法第3条ナンバー1、2審議資料を御覧いただきたいと存じます。

申請人は、現在79歳であり、今回の申請地で渡人の営農のお手伝いをこれまでしてきましたが、渡人の体調不良などによりまして耕作が困難になったため、今回の申請で許可を受けましたら、農地を譲り受け営農を開始したいという計画でございます。

1の就農の動機でございますが、以前から小規模ながら農業を行っていましたが、生活のための収入源として、また周囲の農家からの勧めなどによりまして就農したいと考えたとのことでございます。

2の将来の構想としましては、息子と一緒に営農し、100アール程度まで耕作農地を増やしたいと考えているとのことでございます。水稻のほかトマト、ナス、キュウリ等、野菜を栽培する予定でございます。

3の職歴及び農業経験ですが、約20年間実家の農業のお手伝いをしていた経験がありまして、実家の農家では水稻をはじめ、ナス、キュウリ、ネギなど野菜を栽培していました。ここ10年間は近所の農家の手伝いで水稻、野菜の栽培等を行っているとのこと伺っております。

4の農業経営の概要につきましては、目標年次、5年を設定されております。当初時、目標時ともに申請人と息子で作業を行う計画と伺っております。農業従事日数については、申請人が年間250日、息子が80日を予定しておりまして、5年後につきましては、申請人が250日、息子が180日を予定しているとのことでございます。当初経営面積ですが、41アールにて経営を開始し、5年後には100アールを耕作していく予定と伺っております。

1枚おめくりください。作付作物につきましては、水稻、トマト、ナス、キュウリを予定しておりまして、2年目以降につきましても同様でございます。

次に、作付計画でございますが、3月から4月はナス、トマト、水稻の播種を行い、5月にはキュウリの播種、ナス、トマト、水稻の定植を行いまして、6月にキュウリの定植を行った後、追肥、消毒等、こちら順次行い、9月から11月にかけて収穫を行う計画でございます。

出荷計画につきましては、JAを中心とし、将来的には直売所等にも出荷を予定していると伺っております。

5の経営試算になりますが、初年度の粗収益は128万円を見込んでおりまして、5年後については467万円を目指すと伺っております。

1枚おめくりください。こちらが当初時、目標時の粗収益と農業所得でございます。

続きまして、1枚おめくりください。6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金で500万円を以て経営を開始する計画でございますが、生活費につきましては自己資金額で243万円とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、田植機、コンバインを渡人から借りて4年後

には自己資金にて購入する計画と伺っております。

続きまして、次のページ以降が5年間の詳細な営農計画となっております。こちら、ご参考までに御覧いただけたらと思います。

なお、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」1ページのとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これから調査報告に移ります。今回は、第1班の調査となっております。ということで、調査班長の寺崎正親委員から報告をお願いいたします。

○5番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告第1班班長、寺崎正親。農地法第3条許可申請審議ナンバー1、2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と代理人2名の出席でした。

質問1 農業に従事する息子は同居ですか。また、家族構成を教えてください。

回答 息子は同居しております。家族構成は私と妻、息子の3人世帯です。息子は、会社に勤めながら休日や平日の時間があるときに農作業を手伝う予定です。

質問2 将来的に息子が農業を引き継ぐのですか。

回答 農業が軌道に乗れば専業農家として営農してもらいたいという希望はありますが、生活のこともあるので、当面は会社に勤めながらできる限り農業も手伝ってもらおう予定です。

質問3 5月から11月は作物の収穫時期が重なるため作業量が多く大変だと思いますが、どのように対応する予定ですか。

回答 繁忙期には近所の農業者にも手伝ってもらおう予定です。今までも地域でそのようにしてきているので、問題ないと考えています。

質問4 農業機械はかなり安価で借りるようになっていますが、どこから借りるのですか。

回答 譲渡人が所有している機械を借りる予定です。また、農業経営が軌道に乗りましたら、その機械を買い取る予定のため、安く貸してもらえることになっています。

質問5 出荷先は農協とのことですが、組合員にはなっていますか。

回答 今までは必要がなかったため組合員にはなっていませんでしたが、これからは農協への出荷がメインになるため、組合員としてお世話になりたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 ただいま班長からの報告が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから質問等をお受けいたします。取りあえず、当初

は水稻ということで息子さんがお休みの日に手伝って、田植とか、そういうのはできるのではないかな。

○14番塚越委員 休みね。十分だよ。

○会長 ただ、目標時が100アールだから1町歩か、そのとき、高齢だから、きちんとできれば。そこだけがちょっと心配なのですけれども。

皆さんのほうから何か質問等ございましたら。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ナンバー1、2許可することにいたします。

続きまして、事務局、ナンバー3の説明をお願いします。

○事務局

3番 契約は売買、法人の構成員として農業経営をしていたが個人で就農するため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

本件につきましては、7月29日に第1班の調査班の委員さんによりまして事前調査を行いました。その中で営農に関しては特に問題ないと思われましたが、営農を開始するに当たっての資金面におきまして少し整理されていない部分があるということが分かりました。そのことについて申請人に話をしまして、現在申請人と事務局で協議を進めているところでございます。資金面での整理ができましたら、また資料を差し替えさせていただいた上で、再度ご審議いただきたいということで申請人から申出がございましたので、今月の審議については保留とさせていただけたらと思います。

3番を保留でお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○会長 ただいま事務局よりナンバー3の説明がございました。そういうことで事務局の説明どおりのことなのですけれども、今回は保留と、事務局側も保留にさせていただければということです。

皆さん、どうですか、保留としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、保留といたします。

続きまして、ナンバー4に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

4番 契約内容は賃貸借、新規就農に当たり申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

それでは、別添農地法第3条許可申請、ナンバー4審議資料を御覧ください。

譲受法人の代表取締役は、これまでお総菜の加工販売を行う会社を運営してきましたが、自分たちで育てた食材を使って総菜を作りたいと考え、譲受法人の立ち上げに至ったとのことでございます。

譲受法人の総菜加工会社の農業部門という位置づけとしまして、今回の申請で許可を受けましたら、農地を借り受けて農業経営を開始したいとの計画でございます。

1の就農の動機につきましては、安心安全で本当においしい食品をお客様にお届けするため、遊休農地を活用し、こだわりの農園として運営をしていきたいとのことでございます。

2の将来の農業経営の構想としましては、法人として農業参入することにより、総菜加工に使用する農産物を自分たちで生産し、こだわりの栽培で生産者の顔が見える商品をブランドとして販売していきたいとのことでございます。

3の職歴及び農業経験につきましては、主となるスタッフは地元で長年の農業経験があり、その経験を生かし、ほかのスタッフと一緒に農業を行い、3年かけて全般の作業技術を継承していくとのことでございます。

4の経営の概要につきましては、目標年次、5年と設定されております。当初時は、農業経験豊富なスタッフの指導の下、ほかのスタッフ1名と経営を開始し、5年後には技術を受け継ぎ、主にスタッフ3名で農作業を行っていくとのことでございます。

農業従事日数につきましては、主となるスタッフが年間90日で、別のスタッフは120日を予定しております。また、5年後につきましてはスタッフ3名がそれぞれ年間120日を予定しているとのことでございます。

経営面積につきましては、当初時、目標時ともに借地にて40アールを耕作していく予定でございます。

1枚おめくりください。

作付作物につきましては、ハウレンソウ、コマツナを予定しておりまして、2年目以降につきましても同様でございます。

次に、作付計画でございますが、9月に最初のハウレンソウの播種を行い、10月にコマツナ、11月には別の場所にて再びハウレンソウの播種を行います。順次、追肥、消毒等を行いまして、12月から1月にかけて収穫を行った後、3月にもハウレンソウの播種を行い、5月に収穫を行う計画でございます。

出荷計画につきましては、こちらの資料には「自社加工品として販売」とございますが、こちら正確には「総菜の製造・販売を行う会社へ出荷」する計画とのことでございます。こちらは、この後、調査班長さんからの報告でも話があると思いますが、代表取締役が経営する別のお総菜の製造、販売の会社へ出荷しまして、取れた作物をお総菜に加工して販売する計画とのことでございます。

続きまして、5の経営試算でございますが、当初の粗収益としましては400万円を見込んでおりまして、5年後には480万円を目指すと伺っております。

6の資金計画でございますが、運転資金は自己資金250万円で経営を開始する計画とのことでございます。

経営開始時の資本装備につきましては、トラクター、耕運機、播種機をリースにて取得する計画と伺っております。

次の資料が5年間の詳細な営農計画となっておりますので、こちらは参考までに御覧いただけたらと思います。

また、本件につきましては、別添「農地法第3条調査書」3ページのとおり、農地法第3条第2項の第2号を除く各号には該当しない、また、農地所有適格法人以外の法人が貸借を行う場合の許可要件第3項各号に該当するため、許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー4の説明が事務局よりありました。

続きまして、調査班長、報告をお願いします。

○5番寺崎委員 それでは、報告いたします。事前調査報告、農地法第3条許可申請審議ナンバー4について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の代表取締役と代理人の2名の出席でした。

質問1 営農計画書の出荷計画では、「自社加工品として販売」とありますが、全て自社で消費する予定ですか。

回答 代表取締役が同一の別会社が、総菜の製造・販売を行っており、その会社に出荷します。営農計画書の表現と少し異なりますが、全てグループ会社の中で消費する形となります。

質問2 作物を出荷する際の単価が一般的な価格より高いように思いますが、金額の根拠は何ですか。

回答 総菜加工の会社が実際に契約農家と取引している価格を参考にしました。時期によって、営農計画書の金額より高いときもあれば、安いときもあります。

質問3 ホウレンソウとコマツナ以外の作物は考えていますか。

回答 地元の農業者に意見を伺いながら、十文字大根などにも挑戦していきたいと考えています。

質問4 農機具はどちらから調達するのですか。

回答 耕作をするスタッフが所有している農機具を法人として借りる予定です。

1枚おめくりください。

質問5 農作業は法人の構成員だけで行うのですか。

回答 法人としては新規で農業参入するため、農業経験が豊富なスタッフを社員として迎え入れました。基本的には社員が作業を行いますが、それに加えて地元の農業者に作業委託をすることで、農作業に万全な体制を取ってまいります。また、将来的には障害者や高齢者の働き口として受け入れられるようにしていきたいと考えています。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 これより審議に入るわけですがけれども、このナンバー4は飯野利貞委員に関係する案件になっております。議席番号22番ですね。これは、農業委員会等に関する法律第31条において、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、飯野利貞委員に一時ご退出をお願いいたします。

お願いします。

(22番飯野委員 退席)

○会長 それでは、これより質疑を皆さんよりお受けいたします。お総菜ということでそれを、野菜作りということですね。

これはどうですか、皆さんのほうからこれといった質問等はないでしょうか。

○12番井田委員 12番、井田です。この八幡原町というのは私の地元なのでですがけれども、ここから十文字まで通勤農業をするのですか、これを見ると。あと地元の農家に委託というのもありましたけれども、当初は多分最初から委託はせずに会社のスタッフ、取りあえず八幡原町の会社に寄って、それから例えば作業があるときは、ここに十文字まで行ってやるのだと思いますけれども。その辺のところ。

○会長 では、事務局、お願いします。

○事務局 そこにつきましては、営農計画書の4番のところ、当初時スタッフ1名は決まっております。こちらの決まっている社員につきましては地元、十文字の農家ということで通作距離についてはすぐ近くということになります。もう一名につきましては、現地ではまだ誰がやるというのが決まっていない状態ではあるのですが、ただやはり近くに住んでいる人のほうが当然時間もかかりませんので、その辺りも含めまして今後農作業に従事するスタッフを法人としてその社員から選んでいきたいというふうに考えているということで伺っております。

○12番井田委員 では、地元といっても十文字の人を社員として迎え入れるということですよ。それで、その人が取りあえずは近場の農場で作業する。そのほかの社員も、またできればその十文字近場で採用するということで。

○事務局 そのとおりでございます。

○12番井田委員 はい。分かりました。滝川から通うとなると、ちょっと三、四十分かかるから大変かなと思ったので。

○会長 時間的には。

○12番井田委員 ええ。

○会長 ほかに質問等ございますでしょうか。

お願いします。

○21番松田委員 21番の松田です。譲渡人に複数名いるのですがけれども、これはどういう。

○会長 譲渡人が3名いるということなので、その説明。

○事務局 譲渡人3名いらっしゃるのですが、本件の場合は1筆ずつ所有者が異なっておりまして、それを一括して譲受人に貸すというような計画となっております。

○21番松田委員 はい。分かりました。

○会長 そういうことです。

ほかにございますでしょうか。

なければ、許可してよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、飯野委員に入室していただいてよろしいです。

(22番飯野委員 着席)

○会長 それでは、続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

5番 契約内容は売買、小作地として借り受けて耕作している申請地を買い受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

6番 契約内容は贈与、姉より借り受けて耕作している申請地を譲り受けて引き続き耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、経営移譲をした農地の設定期間が満了するため再設定したいという同一世帯の申請でございます。

9番 契約内容は賃貸借、営農型太陽光発電設備の下部農地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は地役権の設定、申請地地中に太陽光発電設備の送電用配管を埋設しており権利保全のため地役権を設定したいという申請でございます。

11番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は地上権の設定、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置のために地上権を設定したいという申請でございます。また、関連案件といたしましては、太陽光発電設備の支柱部分の一時転用の5条許可申請が提出されておりまして、議案書28ページ、議案第5号ナンバー41が関連案件でございます。こちら一時転用でございますので、設定期間がございまして、令和2年8月24日から令和12年8月23日までの10年間となっております。

13番 契約内容は贈与、農業経営を計画的に移譲するため申請地を父より譲り受けたいという同一

世帯の申請でございます。

14番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地をいところより譲り受けて耕作したいという申請でございます。

15番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を弟より譲り受けて耕作したいという申請でございます。

16番 申請人からの申出によりまして取下げをお願いいたします。こちらは、事前協議では保留としていただいた案件でございました。事前協議のときには保留として協議していただいた案件でございましたが、その後、申請人からの取下げの申出がございましたので、16番、取下げをお願いいたします。

こちらは、その件について少し説明をさせていただきます。本申請地は、もともと譲受人が所有する農地でございましたが、平成15年に譲渡法人が5条許可申請、転用しまして露天駐車場として取得した、所有権移転した土地でございます。それ以降、こちらの譲渡法人が駐車場として使用してまいりましたが、現在駐車場として不要となってしまったところ、譲受人より再度農地として使用したいと申出がありましたので、本案件については、申請地は転用済みの土地ではあるのですけれども、譲受人が農地として耕作していきたいという申出のため、本申請地を農地として扱ひまして、3条でご審議いただくものでございました。この土地につきまして農地として問題ない土地かどうかを確認するために、7月28日に地元の推進委員であります高橋正好委員さんと事務局で現地調査をしたところ、申請地の一部にアスファルトが敷かれておりまして、隣接するアパートの駐車場として利用されていたため、そのことについて代理人に伝えました。そのときは代理人から違反とならないように是正するという申出がありましたので、事前協議では保留としていただいた案件でございます。ところが、その後、代理人より売買契約が不調となったため申請を取り下げたいと連絡がありまして、取下願が提出されましたので、本案件についてはこちら取下げをお願いいたします。

なお、本案件が取下げを得られたことによりまして、今回のこの申請地につきましては、平成15年の譲渡法人が取得した5条許可がそのまま有効なものとなりますので、農地ではなく、今後も転用済みの土地として扱うこととなります。

説明は以上でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請一括案件につきましては、取下げ1件を除く11件でございます。この11件につきましては、別添「農地法第3条調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しない、または第3条第2項ただし書及び第3項各号に該当するため許可要件の全てを満たしていると考えられますことをご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○会長 ただいまナンバー5からナンバー16までの説明がございました。その中でナンバー16は売買がうまくいかなかったということで、今回は取下げということ。ということで、ナンバー16は取下げということにいたします。あと、ナンバー7なんか、これは最低農地の40アールというのにそれ

を満たしていないのだけれども、すぐ隣で地積2.81、本当に少しなのですからけれども、その人が耕作する以外ないということで、最低基準面積がなくも売買ができるということで説明ございました。

皆さんから、ご質問、ご質疑お受けいたします。

なければ許可しますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1は事前調査案件となっております。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、原野41平米と一体利用の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、設定期間が定められておりまして、令和2年8月24日から令和5年8月23日までの3年間の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました農地法3条の許可申請、議案書9ページ、議案第3号ナンバー9が関連案件でございます。

それでは、別添農地法第4条許可申請ナンバー1審議資料を御覧ください。

1枚目は、位置図、案内図でございまして、上側の図面が位置図でございまして、図面中央にございます小さい黒丸印の箇所が申請地でございます。吉井支所から東に約1キロメートルの場所に位置しております。

下側の図面が案内図でございまして、図面中央の斜線が引かれている箇所が申請地でございます。申請地周辺には北側には住宅がございますが、東側に向けて農振農用地の広がりのある農地として、申請地は農振農用地でございます。

1枚おめくりいただきまして、2枚目が公図の写しでございまして、図面中央の黄色で縁取られている筆が申請地でございます。申請地に隣接する土地につきましては、北側が農道、それ以外は農地に接しておりますが、申請地の西側の農地につきましては、公図の写しでは登記地目が田と記載されておりますが、こちらは農地転用済みの田でございまして、現地は太陽光パネルが設置されております。

1枚おめくりいただきまして、3枚目が太陽光パネルの配置図でございまして、配置するパネルの枚数が228枚でございまして、架台支柱の本数は76本でございまして、支柱と支柱の間隔は3.4メートルか

ら3.6メートルでございます。支柱部分の面積は0.34平米でございます、申請地面積1,179平米のうち支柱部分に係る面積0.34平米が一時転用の許可申請となります。

1枚おめくりいただきまして、4枚目がパネル下部に植栽する榦の配置図でございます。太陽光パネル1枚につき下部農地に1本植栽する計画でございます、パネル枚数と同数の228本を植栽する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目がパネルの立面図でございます。営農型発電用のパネルになりますので、地上高が約1.8メートル、最大で約2メートルの高さになります。

1枚おめくりいただきまして、こちらのページ以降が営農型発電設備の下部の農地における営農計画書でございます。

営農型発電設備の設置を計画している農地の概要ですが、パネル下部の面積は1,179平米でございます。

農地の営農計画ですが、先にご説明しましたとおり、下部の農地に作付する作物は榦でございます。面積は1,179平米でございます、2年目以降も同様の内容でございます。

1枚おめくりいただきまして、こちらは年間の営農計画でございます。記載にありますとおり、1年目に植え付けた後は、その後は主に除草管理を行い、2年目以降は春と秋に肥料を与え、3年目の10月以降に出荷収穫する計画でございます。

次に、利用する農業機械ですが、大型の機械類の使用はなく、記載はございませんが、除草管理の際、刈払い機を使用するとのことでございます。

農作業に従事する者の農作業経験につきましては、作業歴が30年で主に落花生の経験があり、そのうち榦につきましては10年の作業歴がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みとして生産に適した日照量の確保でございますが、榦は半陰性植物であり耐陰性に強く、申請地の遮光率は38.90%であることから、植物の生育には支障がなく太陽光パネルの下部には適していると考えられます。

効率的な農作業の実施につきましては、支柱の高さが最低地上高1.8メートル、最高地上高2.09メートル、支柱と支柱の間隔は3.2メートルから3.6メートルとなっております、作業を効率的に行う上で必要となる空間の確保についても、十分に確保しているとのことでございます。

下部の農地の単収につきましては、東京都青梅市での栽培実績を基に、地域の平均的な単収が9.1キロに対し、単収見込みは9キロと見込みを算出しており、単収の増減見込みが98%のことでございますので、許可要件である8割を満たしているものと考えられます。

1枚おめくりいただきまして、こちらが当法人が県外で許可を得ております営農型太陽光発電設備の営農状況の写真となっております。撮影時は、2020年4月のものがございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、続きまして調査班長から報告をお願いします。

○5番寺崎委員 それでは、報告いたします。事前調査報告、農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は営農者である法人役員1名の出席でした。

質問1 営農型太陽光パネルの下部の農地で栽培する作物は榊とのことですが、榊を選んだ理由を教えてください。

回答 山にある榊は日陰に自生しており、太陽光パネル下の日陰が適しているのではないかと考えた知人が始めたものです。現在その知人の指導の下、自社で栽培をしております。榊は時期によっては不足するほど神事やお祭りなどで需要があるため、榊を選定いたしました。

質問2 県外で榊を栽培しているとのことですが、榊を出荷するまでどのぐらいの日数が必要になりますか。

回答 指導者の話では最低3年はかかると聞いております。自社で榊を植え付けて2年ほど経過しますが、まだ出荷はできておらず、来年の春頃には出荷ができるまで成長するかと思います。

質問3 出荷先はどこを計画していますか。

回答 指導者からの紹介で榊の間屋に卸す予定です。また、インターネットを活用して個人の方への販売も計画しています。

質問4 榊は成長すると背丈が高くなりますが、太陽光パネルの高さはどのぐらいになりますか。

回答 地上から約2メートルの高さに太陽光パネルを設置します。人の出入りには問題がなく、農作業スペースも確保しております。榊は人の背丈ぐらいで剪定し、作業しやすいように高さを詰めて管理しています。

質問5 病虫害の防除はどのような対策を考えていますか。

回答 農薬を噴霧し対応する予定です。隣地境界から作物までは4メートルほど確保しているので、周辺の農地への影響はないと思います。自社で栽培している農地では、まだ病虫害が発生したことがないので、今後発生した際には指導を受けながら適正に対処していきたいと思います。

質問6 薬品を使用する際には周辺の農地への飛散を防止するように飛散防止ネットをかける必要があると思いますので、対策を講じてください。

回答 はい。分かりました。

質問7 申請地の登記地目が田のため、農地は道路より低いかと思いますが、水害により榊が根腐れすることは考えられますか。また、周囲にはフェンスを設置しますか。

回答 現地は休耕地で、現在は草が茂っている状況ですが、周囲の農地より少し高いため影響はないと考えます。周囲には簡易的なフェンスを設置する計画です。

以上のような質疑応答がありました。

以上です。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

これより審議に入りまして、皆さんから質疑をお受けいたします。この申請地の両隣の地目の田は、これだと耕作されているのですか。

○事務局 現在は休耕地で、草がちょっと生い茂った状態になっています。

○会長 そうかい。では、似たようなものなんだ、この申請地と。申請地は、今きれいになったばかりなのですか。

○5番寺崎委員 いや、草だよ。

○事務局 申請地は休耕地になっています。

○会長 草だよね。

○事務局 はい。

○会長 では、両端の田も。

○事務局 申請地の周囲の農地は田んぼで、今稲が植えられているような状態ですけれども。

○会長 植わっているの。

○事務局 周りです。

○会長 申請地の西側と東側は。

○事務局 これは、太陽光ですね。

○会長 ここは太陽光があるの。

○5番寺崎委員 左側。

○事務局 申請地の西側が太陽光です。

○会長 太陽光になっているのか。

○事務局 そうですね、西側は今もう転用済みの田になっていますので、こちらは今太陽光パネルが設置されていて、東側にかけては田んぼですので、今稲が植えられています。

○会長 こっちはね。

○事務局 はい。

○会長 そうか。

皆さんから何かございますでしょうか。

なければ許可相当としてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

そうすれば、一括審議に移ります。

それでは、事務局、後は残りの一括審議を始めますので、説明をお願いします。

○事務局

2番 実家住まいをしているが申請地にある農作業所を改修して自己用住宅を建築したいという

分家住宅の申請でございます。

3番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地290.18平米と一体利用の計画でございます。

4番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地601.65平米と一体利用の申請でございます。

5番 父より相続を受けた申請地が農地法上の許可を得ずに貸倉庫用地の一部として使用していたことが判明したため是正したいという貸倉庫用地の申請でございます、宅地421.81平米、墓地56平米と一体利用の申請でございます。

6番 自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅の敷地拡張の申請でございます、転用済みの畑596平米と一体利用の申請でございます。

7番 農業用倉庫用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請一括案件は6件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

皆さんから質疑等お受けします。この中でナンバー2のさっき事務局説明されましたように、農地種別区分第1種農地ということで、こういう農振除外して分家住宅を建てると。

皆さんのほうから何かないですか。なければ許可相当としますけれども。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

続きまして、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

2番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 契約内容は使用貸借、現在の住宅が高工団の開発事業地として収用されるため代替地として申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

7番 契約内容は賃貸借、携帯電話基地局の新設工事に伴い作業場として申請地を借り受けて使用したいという工事用地の申請でございます。こちら一時転用の申請でございますので、転用期間が定められておまして、令和2年9月1日から令和3年3月31日までの7か月間の申請でございます。

8番 契約内容は売買、現在の住まいが手狭なため娘家族の住宅に隣接する申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

9番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、雑種地63平米と一体利用の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく実家に隣接する申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら関連案件といたしまして、先にご審議いただきました農地法の規定による許可後の計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー1が関連案件でございます。

12番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、宅地117.28平米と一体利用の申請でございます。

13番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが父と同居するため自己用住宅を持ちたく申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種低層住居専用地域でございます。

16番 契約内容は売買、現在の自宅が県道拡幅事業で収用されるため代替地として申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら用途指定区分がございまして、第1種住居地域でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら関連案件といたしまして、先にご審議いただきました農地法の規定による許可後の計画変更申請、議案書5ページ、議案第2号ナンバー2が関連案件でございます。

18番 契約内容は賃貸借、電線の埋設工事のための資材置場として申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。こちら一時転用の申請でございまして、設定期間が定められており、令和2年8月24日から令和5年8月23日までの3年間の申請でございます。また、関連案件といたしましては、次のナンバー19、20、21が関連案件でございます。

19番 契約内容は賃貸借、申請の理由欄以降は先の18番と同様の内容でございますので、省かせていただきます。また、関連案件といたしましては、先の18番、20番、21番が関連案件でございます。

20番 契約内容は賃貸借、こちらにつきましても、申請の理由欄以降は先の18番と同様の内容となりますので、説明は省かせていただきます。また、関連案件といたしましては、18番、19番、21番が関連案件となります。

21番 契約内容は賃貸借、電線の埋設工事が出る残土の置場が不足しているため申請地を法人代表から借り受けて使用したいという残土置場の申請でございます。こちら一時転用の申請ですので、転用期間が定められており、令和2年8月24日から令和5年8月23日までの3年間の申請でございます。また、関連案件としましては、先の18番、19番、20番が関連案件でございます。

22番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして、宅地327.27平米と一体利用の申請でございます。

24番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請南部地区の案件は24件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま事務局の説明どおり、南部地区の24件の議案を説明していただきました。

それでは、皆さんからは質疑等お受けいたします。何かここが分からないとか、そういうことがあったら、何でもいいですから聞いてください。「聞くは一時の恥、聞かぬは一生の恥」なんてよく言いますけれども、最初のうちにどんどん聞いたほうがいいですよ。

それでは、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、南部地区のその24までは許可相当といたします。

そうすれば、ここでちょっと一旦休憩入れます。その後ちょっとまだ時間かかりますので。

では、ちょっと一回休憩入れようか。

休 憩

再 開

○会長 それでは、再開いたします。

これより北部地区の議案に関して、これから審議いたします。

それでは、北部地区はナンバー25からですね、25からナンバー46まで。

それでは事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案書は24ページでございます。24ページ、25番からでございます。

25番 契約内容は地上権の設定、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、次のナンバー26が関連案件でございます。

26番 契約内容は使用貸借、隣地で太陽光発電設備の設置工事を行うに当たり申請地を借り受けて通路として使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます。転用期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日までの7か月間となっております。なお、先のナンバー25が関連案件でございます。

27番 契約内容は売買、資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、こちらは用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

29番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を妻の祖父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は贈与、自宅敷地の一部として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます。宅地369.52平米と一体利用の申請でございます。

31番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

32番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を譲り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受

けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

34番 契約内容は贈与、自宅に隣接する申請地を譲り受けて庭用地として使用したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございます、宅地290.51平米と一体利用の申請でございます。

35番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

36番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

37番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました議案書3ページ、議案第1号ナンバー1が関連案件でございます。

38番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

39番 契約内容は売買、現在の自宅が西毛広域幹線道路として収用されるため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

40番 契約内容は売買、運送業を営んでいるが事業用車両の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

41番 契約内容は賃貸借、土地の有効利用を図るため営農を続けながらできる太陽光発電設備を設置したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら一時転用でございます、転用期間は令和2年8月24日から令和12年8月23日までの10年間でございます。また、関連案件といたしましては、先にご審議いただきました地上権設定の3条許可申請である議案書11ページ、議案第3号ナンバー12が関連案件でございます。なお、3条の地上権設定の許可と、こちらの5条許可の審議は一緒でございます、どちらか一方だけが許可ということはありませんので、よろしくお願いいたします。

42番 契約内容は賃貸借、西毛広域幹線道路工事を行うに当たり申請地を借り受けて工事用仮設道路として使用したいという工事用地の申請でございます。なお、こちら一時転用の申請でございます、転用期間は令和2年10月1日から令和3年7月31日までの10か月間でございます。

43番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、こちら用途指定がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

44番 契約内容は売買、従業員用の駐車場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます、宅地2万2,930.99平米と一体利用の計画でございます。また、こちら用途指定がございまして、工業地域でございます。

45番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく父より申請地を借り受

けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

46番 契約内容は売買、申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、宅地898.38平米と一体利用の計画でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の案件は22件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま北部地区の案件ということで、ナンバー25からナンバー46までの説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんより質疑をお受けいたします。

この後、皆さんから意見等なければ、ちょっとナンバー44見てください。面積が3,567平米とあります。3,000平米を超える案件については、農業委員会ネットワーク機構というのがあります。これは、各市町村の会長さん、代表ですね、そのほかに農業関係機関の代表の方が集まりまして、前橋のJAビル、そこに各市町村から上がってきた、先ほどの3,000とか、ちょっと農振に関するような議案に対して、そこで協議をするという場所があります、毎月。毎月、総会、各市町村のほうでやっている、その中から十何件とか二十何件とか、毎月上がってきます。その農業委員会ネットワーク機構に、この高崎で許可相当としてそちらへ意見聴取するわけです。そういうことで、この44ですか、それも入っています。

それでは、皆さん質問等なければ、まず初めに聞きます。では、異議がなければ、ナンバー44につきまして許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 そして、それ以外の案件につきましても、許可相当としてよいか伺います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当といたします。

それでは、議案第6号に移ります。

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

高崎市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による決定の依頼が、別紙のとおりあったので審議を求めます。

それでは、これは農林課の真下主事、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 高崎市農用地利用集積計画の決定について。

農林課、真下です。議案「農用地利用集積計画について」、ご説明をさせていただきます。別紙でお配りしていますA4横の薄い冊子「高崎市農用地利用集積計画」をご用意ください。

それでは、説明をさせていただきます。利用権設定促進事業は、市町村が農地の出し手、受け手の間を調整して、権利の設定、移転計画等をまとめた農用地利用集積計画を策定し、農業委員会の決定を経て公告することにより、安心して農地の売買、貸借等を行うことのできる事業です。今回の利用集積計画は、令和2年9月1日公告予定の農用地利用集積計画となります。本冊子の利用集積計画は、利用権設定関係者、利用権を設定した土地、契約の内容が記載されております利用集積計画書と利用権の設定を受ける者の営農類型、農機具所有状況で構成されております。

それでは、今回の利用集積計画を説明させていただきますので、表紙を1枚おめくりください。利用権が設定される土地は、旧群馬地域で2筆、1万3,891.35平米です。2筆とも中間管理事業を活用した利用権設定であり、契約期間は5年間です。

次のページをおめくりいただきますと、借受人の営農類型、農機具所有状況が記載されております。

以上、簡単ではございますが、農用地利用集積計画に関する説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入りまして、皆さんから何かご質問等あればお受けいたします。

こういう中間管理事業等、こういうのがどんどん、どんどん進めばいいのですけれども。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 そうすれば決定することにいたします。

ご苦労さまでした。

続きまして、議案第7号に入ります。

議案第7号 高崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。

高崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、次のとおり審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第7号 高崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針について。

それでは、ご説明を申し上げます。資料は、別紙「高崎市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」、A4左側2点留めの資料を御覧ください。

農業委員会等に関する法律、第7条において、農地利用の将来ビジョンを描くものとして各農業委員会において「農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定に努めなければならない」とされており、これを受け、本市の農業委員会においても、今後取り組んでいく農地等の利用の最適化の推進に向けた活動に当たって具体的な目標と推進方法のよりどころとなるものとして指針を定めるためにご提案させていただくものでございます。

まず、1 ページ、「第1 基本的な考え方」でございますが、ここでは高崎市の現状と課題について、また指針策定の意義について記載させていただいております。朗読させていただきます。

高崎市においては、平地と中山間地域が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取組を推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

平地では土地利用型の稲作が盛んなことから、担い手への農地利用の集積、集約化においては、農地中間管理事業を活用しながら取り組んでいく必要がある。一方、中山間地域では、有害鳥獣による被害の増加や果樹栽培農家の高齢化に伴う樹園地の遊休農地化が懸念されていることから、その発生防止、解消に努めていかなければならない。

以上のような観点から、地域の強みを生かしながら活力ある農業、農村を築くため、農業委員会等に関する法律第7条第1項の規定に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう高崎市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

次に、「第2 具体的な目標と推進方法」についてですが、まず「1 遊休農地の発生防止・解消について」です。(1)として、遊休農地の解消目標を具体的に数字で示させていただいております。

表中、「(A)管内の農地面積」は、「農林水産省のHPより高崎市の耕地面積」を、「(B)遊休農地面積」は、「昨年度実施した利用状況調査によるA分類農地の面積」をそれぞれ示させていただいております。現状が昨年度実績の遊休農地の割合3.3%、206ヘクタールに対しまして、3年後の目標値を2.0%、116ヘクタールへの削減と設定させていただいております。

(2)として、具体的な推進方法として①から③の3項目を挙げさせていただいております。①として、農地の利用状況調査と利用意向調査により、現況と土地所有者の意向を把握いたします。②として、農地中間管理機構と連携し、遊休農地の利活用を図ります。③として、再生困難な農地は現状に応じて非農地判断を行います。これらの取組により遊休農地の発生防止、解消を図ります。

続きまして、3ページの「2 担い手への農地利用の集積・集約化について」です。(1)として、具体的な目標数値を示させていただいております。表中、「(A)管内の農地面積」は、集積の対象とする農地となりますので、先ほどお示しさせていただいた農地面積から遊休農地を除いた面積となっております。現状が、昨年度実績となる集積率11.3%、687ヘクタールに対しまして、3年後の目標値を27.0%、1,559ヘクタールと設定させていただいております。

(2)の具体的な推進方法ですが、①として、「人・農地プラン」の作成・見直しを行い、今年度中の実質化を目指した取組を進めます。②の「農地中間管理機構等との連携」、③の「農地の利用調整と利用権設定」についてですが、これらの制度を利用して担い手への集積、集約を進めてまいります。

最後に、4ページの「3 新規参入の促進について」です。昨年度は、1年間で3人の個人と1つ

の法人の新規参入がございました。今後も新規参入の推進を図り、3年後には1年当たり8人の個人と2つの法人の新規参入を目標とします。

(2)の具体的な推進方法ですが、①から④の項目を挙げさせていただいております。県等との関係機関と連携し、新規就農フェア等の機会を捉えて参加することにより、情報を共有することとともに、個人だけでなく企業参入も推進していきます。

農業委員、推進委員の皆様には新規参入者が定着しやすい環境づくりのため、フォローアップ活動にもお取り組みいただき、新規参入の促進を図ります。

以上が指針の(案)となっております。

なお、この指針につきましては、推進委員の委嘱後、速やかに定めることが適当とされていることから、本日の総会にご提案させていただくものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

これより審議に入ります。

皆さんから質疑等お受けいたします。

このような指針で進めてよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、異議がないということで決定することにいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第5号まで、羽鳥係長お願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は一般住宅、用途指定区分は準住居地域。ほか1件、合計2件の4条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 契約内容は売買、転用目的は通路用地、用途指定区分は第2種中高層住居専用地域、ほか37件、合計38件の5条届出につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理書を交付いたしました。

なお、議案書の33ページの3番、4番の契約の内容、共有物分割とは土地の共有者が分割の協議を行い、その持分を他の共有者に移転するなどの行為です。今回の場合、4人の共有名義の土地を2人ずつに移転しております。

また、議案書38ページを御覧ください。こちらの議案書38ページ、34番の契約の内容、代物弁済とは債権者と債務者が契約して、元からある債務、借金ですね、その代わりに別のもので弁済し、債務を消滅させるものです。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか4件、合計5件の18条の通知につきまして書類審査を実施し、適法であったため受理いたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらは、先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件になります。4条が16件、5条が58件、合計74件でございます。このうち17番及び18番については、3,000平米を超える案件でございましたので農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、問題なしと回答をいただいております。その他の案件につきましても、他法令の確認も取れましたので、令和2年7月22日付で許可書を交付いたしました。

続きまして、報告5号のほうは農業振興担当のほうから報告いたします。

○事務局

報告第5号について説明させていただきます。議案書45ページを御覧ください。令和2年度高崎市農業後継者対策協議会委員一覧を記載させていただいております。高崎市農業後継者対策協議会委員につきましては、高崎市農業後継者対策協議会規程第3条に基づき、農業委員長が決定することとされていることから、例年に倣い取りまとめさせていただいたものでございます。

所掌事務は、農業後継者対策事業に関し、農業委員会の諮問に応じて審議することで、委員の任期は通常1年ですが、今年度に限り令和3年3月31日までの設定とさせていただきました。

これは、今年度の当初予算で関連予算が報償費から報酬に組み替えられたことに伴い、委員の任期が年度またぎになることが好ましくないと財政部局から指導されたことによるものです。

なお、令和3年度の任期については、4月から翌年3月までの1年とさせていただく予定です。任期中に所属先の役員改選等により委員の交代があった場合、新委員の任期は前任者の残任期間となりますことをご承知おきください。

事務局からの報告は、以上でございます。

○会長 この総会が終わった後、早速、公害対策委員会というのがありますので、よろしくお願ひします。

報告事項は、それでいいのですよね。

○事務局 はい。

○会長 それでは、続きまして、申合せ事項ということで、申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてということです。

このことについて事務局から説明をお願いします。

○事務局

申合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について。

管理担当、發地です。よろしくお願ひいたします。私からは、申合せ第1号 農業委員会の法令遵

守の申し合わせ決議についてご説明させていただきます。

別紙でお配りしていますA4、1枚紙「申し合せ第1号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を御覧ください。この申し合せは、農林水産省及び全国農業会議所より依頼があり、各市町村の農業委員会が毎年度1回以上の法令遵守の申し合わせ決議を実施するものとなっております。本市農業委員会におきまして、各委員が高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため申し合わせ決議を行うものでございます。

それでは、読み上げさせていただきます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

申し合せ事項は、以上となります。ご了承くださいませよう、よろしくお願い申し上げます。

○会長 今、事務局から法令遵守についての説明がございました。これから認定してやっていく中でいろいろ地元の人から相談されたり、そういうことで、忬度か、お金に関するということをくれぐれも気をつけていただきたいと思います。以前、他県ですけれども、会長さんがちょっといろいろお金をもらいまして、そんなことがありまして捕まった方もおられるのです。そういうことでくれぐれも、あと先ほど事務局、説明がありましたけれども、個人情報のそれが漏れるとちょっとまずいので、この資料は必ずきちんと処分するか、ちゃんと管理しておいてください。そういうことです。

今のことにに関して何か質問等ございますでしょうか。

はい。

○18番福田委員 この場ですから、最初なので確認しておきたいと思うのですが、農業委員の身分です、恐らく地方公務員法に準ずるような身分が適用されるのではないかと思います。その中で守秘義務とかそういったものが、もちろん秘密漏えいというものが、もちろん個人情報があるわけですから、この辺事務局のほうからひとつお話ししていただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

○会長 ちょっとそのことに関してね。

○事務局 今委員さんがおっしゃるように、農業委員は非常勤の特別職ということでおっしゃられるように我々と同じ立場ということで捉えていただいていると思います。なので、当然守秘義務、今まさしく、今会長がおっしゃったように個人情報の取扱いだとか、そういったものについては慎重に対応のほうをお願いしたいと思います。その辺よろしくをお願いします。

○会長 ほかになければ、この法令遵守の申合せといたします。

それでは、その他ということで事務局のほうから何かございます。ないですか。

○事務局 ないです。

○会長 ないね。

それでは、この後、公害対策委員会を引き続きやりますので、よろしくをお願いします。

それでは、ここで取りあえず。

◎閉会の宣告

○会長 以上をもちまして第2回農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 3時35分 閉会